

## 阿賀野川水系流域委員会 規約（案）

## 第 1 条（名称）

本会は、「阿賀野川水系流域委員会」（以下「委員会」という）と称する。

## 第 2 条（目的）

委員会は、河川に関して学識経験を有する者が「阿賀野川水系河川整備計画（大臣管理区間）」の変更や、各種施策の進捗等に関して意見を述べることを目的とする。

- 2 委員会は、河川整備計画に基づく事業のうち、水系全体を評価単位とする事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

## 第 3 条（組織等）

委員会は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という）が設置する。

- 2 委員会は、「阿賀野川水系流域委員会上流部会」「阿賀野川水系流域委員会下流部会」を設置する。
- 3 委員会の委員は、局長が委嘱し、別添の通りとする。
- 4 委員の任期は 1 期 2 年以内とするが、再任することができる。

## 第 4 条（委員長等）

委員会には委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。

## 第 5 条（委員会）

委員会の招集は、局長より委任された北陸地方整備局河川部長（以下「部長」という）が行うものとする。

- 2 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 3 審議にあたり、部長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。

## 第 6 条（情報公開）

委員会及び配布資料等については原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。

## 第 7 条（事務局）

事務局は、北陸地方整備局河川部に置く。

## 第 8 条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

## 第9条（雑則）

本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

## 附則（施行期日）

本規約は、令和5年 月 日より施行する。

## 第1回 阿賀野川水系流域委員会 委員名簿

氏名	所属・役職	備考
あさおか 朝岡 よしひろ 良浩	日本大学工学部 教授	
いいだ 飯田 みどり 碧	新潟大学 佐渡自然共生科学センター 海洋領域 准教授	
いしだ 石田 あきお 明夫	NPO法人 会津阿賀川流域ネットワーク 理事長	
おざわ 小沢 けんいち 謙一	新潟商工会議所 理事・事業部長	
かみに 紙谷 ともひこ 智彦	新潟大学名誉教授	
きや 木谷 こうへい 耕平	会津大学短期大学部産業情報学科 准教授	
さいとう 斎藤 まさひろ 昌廣	会津イトヨ研究会 会長	
さかした 坂下 さとし 諭	福島県植物研究会	
しばざき 柴崎 やすひで 恭秀	会津大学短期大学部産業情報学科 教授	
ちば 千葉 あきら 晃	日本歯科大学名誉教授、新潟県野鳥愛護会 代表	
ながばやし 長林 ひさお 久夫	日本大学工学部 名誉教授	
なかむら 中村 しげる 茂	株式会社新潟日報社 編集局総務兼報道本部長兼論説編集委員	
ねぎし 根岸 むつひと 睦人	新潟大学 経済科学部 総合経済学科 准教授	
はやし 林 せいじ 誠二	国立環境研究所福島地域協働研究拠点 研究グループ長	
ほそやまだ 細山田 とくぞう 得三	長岡技術科学大学 工学部 環境社会基盤系 教授	
まつざき 松崎 さきち 佐吉	会津南部土地改良区連合 理事長	
まつだ 松田 しょうえつ 昭悦	阿賀用水右岸土地改良区連合 理事長	
まつだ 松田 ようこ 曜子	長岡技術科学大学 工学部 環境社会基盤系 准教授	
みさわ 三沢 しんいち 眞一	新潟大学名誉教授	
みつた 満田 しんや 信也	(財) 日本野鳥の会 会津支部 幹事	
やまだ 山田 ただし 正	中央大学 研究開発機構 機構教授	

(50音順、敬称略)